

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A所在のB会社（以下「会社」という。）に雇用され、道路工事現場等における交通誘導員として就労していたが、平成〇年〇月〇日から同年〇月〇日まで自己都合により休業していた。

請求人は、就労再開となった同月〇日、C市内において交通誘導業務を行っていたところ、突然倒れ（以下「本件災害」という。）、D病院に搬送され「右大腿骨頸部骨折、脳梗塞」（以下「本件傷病」という。）と診断された。

請求人は、本件傷病は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に療養補償給付及び休業補償給付を請求したところ、監督署長は、いずれの傷病も業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、これらの処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、請求人に発症した本件傷病が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会的事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人及び再審査請求代理人（以下、請求人及び請求代理人を併せて「請求人ら」という。）は、本件傷病の発生機序等について、今回の事故は、作業中に転倒したことにより負傷（右大腿骨頸部骨折）を負い、その後当該負傷の治療中に脳梗塞を発症したものであり、監督署長の主張する脳梗塞の発症によって転倒し負傷したものではない旨主張しているので、以下、当該2つの傷病の発生時期やその業務起因性の有無について検討する。

(2) 脳梗塞の発症時期及びその業務起因性の有無

(ア) E医師の意見書によれば、要旨、請求人は、平成○年○月○日、作業中に転倒し、D病院に搬送後、右大腿骨頸部骨折と診断され、同年○月○日実施予定の手術を控えた○月○日に、特に誘因なく右上下肢脱力、右上肢しびれを訴え、頭部CT・MRI検査の結果、左放線冠に脳梗塞が認められたものの、脳梗塞については保存的治療が施行され、右大腿骨頸部骨折については予定通り○月○日に手術が行われたものとされている。

(イ) 請求人らは、右大腿骨頸部骨折後に脳梗塞が認められたとの時間的先後関係から、脳梗塞は右大腿骨頸部骨折後、当該手術までの間に当該骨折を原因とする血栓が頭部に達して発症したものであり、また、請求人の転倒時に現場に迎えに行ったFが「(当時)請求人の意識はしっかりしており、会話も普通にできていた。(自宅に送り届ける)車内でも意識ははっきりしており、口は達者に動いていた」と述べていることから、転倒時には脳梗塞を発症していなかった旨主張している。

(ウ) この点、G医師は意見書において、D病院で行われた頭部CT・MRI検

査について、平成〇年〇月〇日午前10時頃の頭部CT検査においては、左視床と左放線冠に既にはっきりと低吸収域が出現しており、続く午前10時15分頃の頭部MRI検査では、拡散強調画像で左放線冠の病巣は高信号を示し、T2強調画像でも当該病巣が鮮明に捉えられていることから、画像診断上、本件脳梗塞の発症時期は平成〇年〇月〇日ということはありません、その1～2日前と考えるのが医学的に妥当であるとし、また、本件脳梗塞が単発で肺症状を伴っておらず重篤度の観点からみて、右大腿骨頸部骨折を原因とする脳梗塞の発症の可能性は、極めて乏しいと判断している。

(エ) また、転倒時の状況について、請求人は「交通誘導作業中に、急に倒れ、何で負傷したかわからない。何かにつまずいたりした訳ではなく、急に倒れた。道路はきれいな場所で何か障害物があった訳でもなく、急に頭がふわっとして仰向けに倒れた。」旨述べており、現場で同じ交通誘導作業をしていたHは「交通誘導作業開始後、請求人が手に持っている交通誘導の旗を2、3回ほど落とすのを目撃した。旗は自分で拾っていた。その後、請求人は急に腰が崩れるような感じで“へなへな”としてその場に倒れ込んだ。」旨述べている。さらに、現場リーダーのIは「請求人が倒れるところは直接見ていないが、倒れる直前、2回ほど手に持っていた旗を落としていた。天候は悪くなく、午前中の早い時間帯であったため気温もそれほど高くなく暑くなかった。転倒場所はアスファルトで舗装されており、障害物もなく坂道でもない平らな場所であった。」旨述べている。

(オ) 当審査会において、医師の所見や請求人をはじめとする関係者の申述等の関係資料を精査したところ、請求人が交通誘導作業を開始した午前8時30分頃から転倒した午前9時頃までのおよそ30分の間に手に持っている旗を2、3回ほど落とすところが目撃されていること、また、作業場所に障害物は存在せず悪路でもない作業環境下において急に倒れ込んだことといった転倒時の状況等を踏まえると、交通誘導作業を開始した午前8時30分頃から転倒した午前9時頃の間、本件脳梗塞は発症したものと考えられる。

この点について、G医師は、その意見書の中で、上記(ウ)にあるとおり、頭部CT・MRI検査の画像データ等によると、本件脳梗塞の発症時期は、頭部CT・MRI検査を行った平成〇年〇月〇日の1～2日前とするのが医学的に妥当であるとし、一連の経過や検査結果等に鑑みると、平成〇年〇月

○日の作業中に脳梗塞をきたして右半身に麻痺が起こり体を支えきれずに転倒したものであり、転倒時に発症した脳梗塞は翌々日症状の進行をきたし、画像で脳梗塞が確定されたものであるとしており、当審査会としてもG医師の医学的所見は妥当であるものと判断する。

したがって、当審査会は、本件脳梗塞の発症時期は、平成○年○月○日の午前8時30分頃から転倒した午前9時頃までの間であるものと判断する。

(カ) ところで脳梗塞の業務起因性の有無の判断要件については、厚生労働省労働基準局長が「脳血管疾患及び虚血性心疾患等（負傷に起因するものを除く。）の認定基準について」（平成13年12月12日付け基発第1063号。以下「認定基準」という。その要旨は、決定書別紙に記載されたとおりであるので、これを引用する。）を策定しており、当審査会においてもその取扱いを妥当なものと考えることから、以下、認定基準に基づいて検討する。

請求人は、本件脳梗塞の発症日である平成○年○月○日の前日までの約6か月間にわたり自己都合により休業し、他のいずれの職場にも就労していなかったことから、発症前おおむね1週間及び発症前おおむね6か月間のいずれにおいても、特に過重な業務に就労していないことは明らかであり、発症直前から前日までの間に異常な出来事に遭遇した事実も認められないことから、本件脳梗塞の発症について業務起因性はないものと判断する。

(3) 右大腿骨頸部骨折の受傷日及びその業務起因性の有無

(ア) 右大腿骨頸部骨折については、本件災害の発生状況やその後の経過等から、平成○年○月○日の交通誘導作業中の転倒により受傷したことは明白であることから、その業務起因性の有無について検討すると、以下のとおりである。

(イ) 転倒時の現場の状況に関しては、上記(2)の(エ)の、請求人、H及びIの申述内容のほか、Fが「請求人が旗振りをしていた場所は、舗装されたきれいな場所での作業であり、障害物があるとすれば、カラーコーンか工事中の看板があるくらいで、旗を振る場所の周りは何の障害物もないところで、つまづくような障害物はない所での作業であった」旨述べており、また、本件災害発生現場の撮影画像や当日の1時間毎の温度・湿度や風速等の気象データも併せ鑑みると、右大腿骨頸部骨折の原因となった転倒は、業務遂行中の出来事ではあるものの、その作業過程や作業管理の状況、施設又はその管理等に起因したものとは認められず、当審査会が上記(2)の(オ)に説示

する本件脳梗塞のほかは、その原因となるものは見当たらない。

したがって、本件転倒は本件脳梗塞を原因として発生したものであると認められるとともに、上記（２）の（カ）に説示のとおり、そもそも本件脳梗塞の発症に業務起因性は認められないことから、本件脳梗塞が原因となって受傷した本件右大腿骨頸部骨折についても業務起因性は認められないものである。

（４）以上により、当審査会としては請求人に発症した本件傷病はいずれも業務起因性はなく、業務上の事由によるものと認めることはできないものと判断する。

３ 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。